

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 令和5年度 KF2-2
- 2 委託名 市道239号線建物等調査業務委託
- 3 委託場所 宝塚市千種1丁目 地内
- 4 委託期間 契約日～令和5年(2023年)11月30日
- 5 契約相手方 住所 宝塚市野上1丁目2番7号(宮本ビル)  
社名 株式会社宮本設計

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

本業務は、権利者との協議により、既に実施済みの「令和4年度市道239号線建物等調査業務委託」において算定を行った調査の一部について、年度更新による単価更正等が必要となったため、前回調査算定結果を基に再度算定業務を行うものです。

前業務に引き続き実施する一体の関係にある調査業務のため、前回の受託者である上記相手方と随意契約を行います。

- 7 問合せ先 課名：道路建設課 内線：2291

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 令和5年度 KF1-18
- 2 委託名 (都) 荒地西山線建物等調査業務委託 (その1)
- 3 委託場所 宝塚市社町外 地内
- 4 委託期間 契約日 ~ 令和5年(2023年)12月28日
- 5 契約相手方 住所 兵庫県神戸市西区竜が岡二丁目8番地の8  
社名 株式会社中央クリエイト兵庫営業所
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本業務は、権利者との協議により、既に実施済みの「令和4年度(都) 荒地西山線建物等調査業務委託 (その2)」において算定を行った調査の一部について、年度更新による単価更正等が必要となったため、前回調査算定結果を基に再度算定業務を行うものです。  
前業務に引き続き実施する一体の関係にある調査業務のため、前回の受託者である上記相手方と随意契約を行います。
- 7 問合せ先 課名：道路建設課 内線：2293

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 F1-1
- 2 案件名 滝本川土砂流入箇所測量業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 大原野 地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～  
令和 5年（2023年） 12月28日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市大原野字波坂1番地の64  
社名： 株式会社テル測量
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

今回測量設計を実施するエリアは、普通河川滝本川とそれに隣接する農地を対象としたものである。当該農地にて過去に土地改良事業による圃場整備が行われたが、市に整備図面や台帳図面などが保存されていない現状である。そのため、当該農地と普通河川滝本川の境界復元が難しく、西谷地区に精通した測量設計事務所から事業継承し、その当時の資料などを保有し、かつ当該農地について過去の経緯に詳しい上記相手方との契約が必要と考えている。

また、現在、当該農地の崩土による流入土砂の影響で河川の流水が阻害されており、速やかに土砂を撤去する必要があり、撤去及びその後の復旧計画を立てるための測量業務を迅速に実施する必要もあることから、上記相手方を指定するものである。